

令和4年度に係る自己点検評価書

1 はじめに

岡山大学では、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むため、内部質保証に関する自己点検・評価を実施しています。

令和4年度に係る自己点検・評価においては、内部質保証体制の下、自己点検・評価の実施要領に示す自己点検・評価の観点を対象に点検を実施しました。

本評価書は、令和4年度に係る自己点検・評価の結果を取りまとめたものです。

2 実施体制・手順

岡山大学内部質保証規則（令和3年6月29日岡大規則第19号）及び岡山大学内部質保証に関する実施要項（令和3年12月28日学長裁定）を踏まえ、新たに作成した自己点検・評価の実施要領に基づき、内部質保証に関する統括責任者である学長の下、各担当理事（推進責任者）が所掌する全学委員会等において内部質保証の対象とする活動の自己点検・評価を実施し、評価センターの協力を得て大学経営戦略会議において総括・検証を行いました。

No	対象となる活動	推進責任者	全学委員会等
1	教育課程	理事（教学担当）	教育推進委員会
2	全般	理事（財務・施設担当）	キャンパス将来構想検討委員会
3	施設及び 設備	理事(デジタルトランスフォーメーション・グリーントランスフォーメーション担当)	情報統括センター運営委員会、情報セキュリティ管理部
4	図書館	理事（教学担当）	附属図書館運営委員会
5	学生支援	理事（教学担当）	学生支援委員会
6	学生受入	理事（教学担当）	アドミッション委員会
7	研究	学長	研究推進委員会
8	財務	理事（財務・施設担当）	財務部
9	総務	理事（企画・評価・総務担当）	総務・企画部

3 総括

令和4年度に係る自己点検・評価については、いずれの活動についても自己点検・評価の実施要領に示す手順により適切に実施されていると判断しました。

自己点検・評価の結果については、令和4年度に点検を実施した79項目のうち、大学評価基準（以下「基準」という。）を満たしているものが56項目、継続的な改善や確認等が必要で注意が必要なもの22項目、基準に達しておらず改善を要するものが1項目となっています。

前年度に改善を要するとされた事項の対応状況、改善を要する事項及び注意が必要な事項は、以下に項目ごとに詳細を列挙しました。

これらの改善を要する事項又は注意が必要な事項の全てについては、全学委員会等において改善計画（対応済みのものを含む。）又は活動計画が策定されていることを該当の部局長（部局責任者）を通じて確認されており、今後、本学の諸活動における質の向上への取組を進めていきます。

なお、優れた成果についても、教育に関すること、施設及び設備（図書館）に関すること、学生支援に関すること、研究に関することについての取組について、下記のとおり明記しています。

No	対象となる活動	R4年度点検項目数				
		適切である	注意が必要	改善を要する	計	
1	教育課程	32	9	0	41	
2	施設及び設備	全般	5	0	0	5
3		情報設備	1	1	0	2
4		図書館	1	1	0	2
5	学生支援	8	4	0	12	
6	学生受入	1	5	0	6	
7	研究	1	0	0	1	
8	財務	3	0	1	4	
9	総務	4	2	0	6	
合 計		56	22	1	79	

4 前年度に改善を要するとされた事項の対応状況について

6. 学生受入に関すること
<p>【点検項目：6-1-4】</p> <p>実入学者数が、入学定員を大幅に超える（1.3倍以上）、又は大幅に下回る（0.7倍以下）状況になっていないか。（実施対象年度の4月入学者及び10月入学者）</p>
<p>【改善を要する事項の具体的な内容】</p> <p>（令和3年度に係る自己点検評価書より）実入学者数について、入学定員充足率が、認証評価機関が定める評価基準である70%を下回る研究科があり、その他にも、充足率が100%に達していない研究科が複数あることから、改善を要する状態となっている。</p>
<p>【進捗状況】</p> <p>対応中</p>
<p>【改善計画】</p> <p>該当部局にあつては、改善計画（対応済みのものを含む。）及び活動計画を策定し、他大学との連携による入試広報活動の強化、学部段階から大学院と一貫的に接続する体系的な教育課程の設置や改組予定も含めた改善策を実施している。</p>
<p>【参考】</p>

医歯薬学総合研究科 博士後期課程
55.6% (令和3年度)
22.2% (令和4年度)
88.3% (令和5年4月入学/10月入学未計上)
法務研究科
58.3% (令和3年度)
79.2% (令和4年度)
100 % (令和5年度)

5 改善を要する事項

8.財務に関すること
<p>【点検項目：8-1-3】 法令等に則って適切な会計処理を実施しているか。</p>
<p>【改善を要する事項の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度会計実地検査の結果において、令和2年度大学改革推進等補助金（デジタル活用教育高度化事業）事業について、補助対象とは認められない事業期間外に係る保守経費を補助対象経費に含めていたとの指摘があった。 ・岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金について、一部誤申請があり、過大交付を受けていたことが判明し、一部返還を行った。
<p>【進捗状況】 対応済</p>
<p>【改善計画】 補助対象経費の取扱い等について周知を図り、適正な事務手続き及び法令等に則った適切な会計処理の実施を徹底している。また、ルールの明確化、学内規定を新設及び改正し、再発防止に努めている。</p>
<p>【点検項目：8-1-3】 法令等に則って適切な会計処理を実施しているか。</p>
<p>【改善を要する事項の具体的な内容】 過年度において治験に関し会計基準に違反した不適切な経理があったことが発覚し、再発を防止するための規定の整備等を実施した。</p>
<p>【進捗状況】 対応済</p>
<p>【改善計画】 新たな規定等の周知を徹底し、適切な運用を図っている。</p>

6 注意が必要な事項

1.教育課程に関すること
【点検項目：1-1-2】

<p>部局が、学位授与の方針を、大学及び部局の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定し、公表しているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>令和4年6月、岡山大学「養成する人材像」「学部・大学院3ポリシー」が改正され、これに伴い、大学のものと部局のものとで体裁や表現が少し異なる。</p>
<p>【活動計画】</p> <p>令和5年度に各学部3ポリシーの改定を行う予定である。</p>
<p>【点検項目：1-1-14】</p> <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっているか。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげているかについて、質的な確認が不十分である。</p>
<p>【活動計画】</p> <p>4学期50分授業の教育効果に関し、授業評価アンケートで確認しているが、より有効な質的な確認の検討が必要である。</p>
<p>【点検項目：1-1-17】</p> <p>学士課程及び専門職学位課程においては、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設け、その運用が適切に行われているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>履修科目として登録できる単位数の上限について、60分授業4学期制導入の際に全学的に1年間60単位に緩和したまま、これまで見直しを行っていない。</p>
<p>【活動計画】</p> <p>まずは各部局のCAP制の現状を把握し、単位の実質化に向けた検討を行う。</p>
<p>【点検項目：1-1-22】</p> <p>多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施方法等が整備され、適切に運用・授業実施が行われているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施方法等が整備されていることは確認できたが、適切に運用・授業実施ができているかの確認が不十分である。</p>
<p>【活動計画】</p> <p>メディア授業の適切な運用・実施を確認する必要がある。</p>
<p>【点検項目：1-1-29】</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認しているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>成績評価の厳格性の確認が不十分である。</p>

<p>【活動計画】 厳格な成績評価の在り方の検討が必要である。</p>
<p>【点検項目：1-1-35】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則して適正な状況にあるか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】 複数部局において、標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率が、次の基準を下回っている。 学士課程：90% 修士・博士前期課程、専門職学位課程：85% 博士後期課程、一貫性博士課程：70%</p>
<p>【活動計画】 低い水準となっている学部・研究科において活動計画が検討されており、注視する必要がある。</p>
<p>【点検項目：1-1-37】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることの確認が不十分な部局がある。</p>
<p>【活動計画】 該当の部局において、学修成果が得られていることの確認の検討が計画されている。</p>
<p>【点検項目：1-1-38】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】 複数の部局において、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果に基づき大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることを確認する取り組みを整備中である。</p>
<p>【活動計画】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取については、令和5年度に実施する予定の部局が多く、進捗確認を行うなど早めの実施を促す。</p>
<p>【点検項目：1-1-39】 就職先等からの意見聴取の結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p>

<p>複数の部局において、就職先等からの意見聴取の結果に基づき大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることを確認する体制を整備中である。</p>
<p>【活動計画】</p> <p>当該部局では、就職先等からの意見聴取について、令和5年度以降に実施する予定で計画されており、進捗確認を行うなど早めの実施を促す。</p>

<p>3. 施設及び設備（情報設備）に関すること</p>
<p>【点検項目：3-1-1】</p> <p>教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが安全に活用されているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p>
<p>【活動計画】</p> <p>情報セキュリティインシデント発生部局から提出された改善計画の実施状況を情報セキュリティ監査において確認し、計画が確実に実施されるようフォローアップを行うとともに、他部局においてもインシデント発生の要因となる事例を把握し、要因が確実に改善するようフォローアップを行う。</p>

<p>4. 施設及び設備（図書館）に関すること</p>
<p>【点検項目：4-1-1】</p> <p>図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>令和4年度の電子書籍閲覧回数が減少している。内訳をみると、語学学修用資料（多読資料、TOEIC等）の閲覧回数が減少している。</p>
<p>【活動計画】</p> <p>電子書籍利用（特に多読資料）についての広報を強化する。</p>

<p>5. 学生支援に関すること</p>
<p>【点検項目：5-1-9】</p> <p>自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境を十分に整備し、有効に活用しているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>一部の部局において有効に活用されているかが確認できていない。</p>
<p>【活動計画】</p> <p>有効に活用されているかを確認するための検証方法の検討を行う。</p>

<p>【点検項目：5-1-11】</p> <p>課外活動施設、福利厚生施設及び学生寮を整備し、有効に活用しているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>課外活動施設、女子学生寮の老朽化が進み、活動や施設使用に支障をきたしている。</p>
<p>【活動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全点検・安全確認を行い、危険度が高い箇所から修理を計画する必要がある。 ・予算要求を計画する必要がある（集約化して建て替える、改修工事を行うなど）。
<p>【点検項目：5-1-12】</p> <p>上記の学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <p>一部の部局において自己点検・評価の結果に基づく改善に向けた取組が不十分である。</p>
<p>【活動計画】</p> <p>自己点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行う。</p>

<p>6. 学生受入に関すること</p>
<p>【点検項目：6-1-2】</p> <p>入学者受入れの方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度、アドミッション委員会、個別学力検査等問題作成委員会等において、入試ミス防止に向けた注意喚起を行っているが、特別選抜において2件の入試ミス、一般選抜の出題に関する問い合わせがあった。 ・合格基準点の検討が不十分のため、合格者数が募集人員を大幅に下回る結果となったことについて、学外から見直しを含め、合格基準点についての意見が寄せられた。
<p>【活動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッション委員会、個別学力検査等問題作成委員会等において、具体的な事例を盛り込むなどの工夫をしながら、入試ミスの注意喚起を継続的に行う。万一、入試ミスが発生した場合には、ミスを生じやすくするシステム的な問題がないか等、原因を把握し、再発防止策を検討・改善をし、全学で情報共有を図る。 ・合格基準点の趣旨や定義を全学で情報共有を図り、募集要項の記述を統一させる。また、当該部局の入試動向（合格者数、入試成績等）を注視し、課題があれば該当部局と協働して改善に取り組む。
<p>【点検項目：6-1-3】</p> <p>入学者受入れの方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末に入試・高大接続部門において各学部に対して行った訪問調査の結果、選抜方法によっては、アドミッションポリシーに沿った学生受入の状況に係る検証が不十分で、改善に向けた取り組みに繋がられていない状況がある。 ・また、各学部のアドミッションポリシーに明記された教科学力以外の部分の検証の可能性について継続した検討が求められる。
<p>【活動計画】</p> <p>アドミッションポリシーに沿った人材を選抜できる入試方法となっているのか(入試科目・面接方法・評価基準等について)の検証を各学部へ促す取り組み(好事例の紹介・アドミッションセミナー等)を検討、実施する。入学後の教科学力以外の部分の検証方法の可能性については継続して検討を進める。</p>
<p>【点検項目：6-1-4】</p> <p>実入学者数が、入学定員を大幅に超える(1.3倍以上)、又は大幅に下回る(0.7倍以下)状況になっていないか。(実施対象年度の4月入学者及び10月入学者)</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の研究科・課程において、実入学者数が、入学定員の1.3倍以上(社会文化科学研究科・博士後期課程)又は0.7倍以下(医歯薬学総合研究科・博士後期課程)となっており、当該部局における改善に向けた取り組みを注視していく必要がある。 ・グローバル・ディスカバリー・プログラムについて、実入学者数が入学定員の0.7倍以下になってはいないが、2021年度入試改革以降ディスカバリー入試(理系)の志願倍率等が低い状態に留まっており、その改善の取り組みを注視したい。
<p>【活動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実入学者数が入学定員の1.3倍以上又は0.7倍以下となっている部局における、定員充足率の改善に向けた取り組みを注視する。 ・グローバル・ディスカバリー・プログラム(ディスカバリー入試・理系)における、志願倍率・入学者数の改善に向けた取り組みを注視する。
<p>【点検項目：6-1-5】</p> <p>関係者(入学希望者、入学希望者の保護者、高等学校等の進学担当者等)及び新入生からの意見聴取を実施し、その結果に基づく改善を行っているか。</p>
<p>【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度実施の問題内容、選抜方法全般に係る高校側の意見は、改善に貴重なものとして当年度の問題作成委員・関係学部へフィードバックしているが、本学に入学を希望する者の安易な願望のような意見には注意が必要である。 ・高校や新入生の意見を聴取し、次年度の広報戦略に繋げている。
<p>【活動計画】</p> <p>改善に値する意見と本学に入学を希望する者の安易な願望のような意見等、精査しつつ関係者の意見を改善に活用し、全学に共有をしていく。</p>
<p>【点検項目：6-1-6】</p> <p>学生の受入れ全体の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その</p>

結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。
【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】 一部部局の自己点検において、長期的な視点での検証が不十分との評価がなされ、他部局においても、訪問ヒアリングの結果、不十分な点が見られた。また、入試広報活動の現状については共有体制が不十分な点が見受けられる。
【活動計画】 アドミッションポリシーに沿った人材を選抜できる入試方法となっているのか等、長期的な視点での検証を各学部へ促す取り組み（好事例の紹介・アドミッションセミナー等）を検討、実施する。入試広報活動については、部局間、入試・高大接続部門と部局との情報共有の機会を恒常的に設定し、大学院の定員充足に向けた入学説明会の情報を共有する。

9. 総務に関すること
【点検項目：9-1-2】 教員の募集、採用、昇任等について基準を定め、当該基準に基づき適切に行っているか。
【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】 一部の部局において、教員選考に係る内規等の整備が不十分なものが確認された。
【活動計画】 教員選考に係る内規等の整備が不十分な部局については、内規等の整備を促す。
【点検項目：9-1-4】 法令等が公表を求める事項を公表しているか。
【「注意が必要」とした事項の具体的な内容】 ・全学で検討が必要な課題ではないが、HP公表の事項が古い情報のものが見受けられた。これらすべてにおいて、10月中には最新情報に更新される旨を確認している。 ・教育職員免許法施行規則第22条の8に規定されている教職課程の自己点検・評価の実施体制については現在検討中。
【活動計画】 教育職員免許法施行規則第22条の8に規定されている教職課程の自己点検・評価については、実施後、速やかに公表できているかを確認する予定である。

7 優れた成果のうち主なもの

1. 教育課程に関すること
薬学部では、教学アセスメントの計画・実施のため指標を設定、アセスメント・プランを作成し、外部に公表した。

4. 施設及び設備（図書館）に関すること
第4期中期目標・計画期間前半（令和4～6年）の電子ジャーナルタイトルについては、

「第4期中期目標・計画期間中の電子ジャーナル等整備方針（R2.12.25）」に基づき、客観的指標によって数値化を行ったタイトルリストを基礎資料とし、全学及び各専門分野の必要性に配慮し、選定を行った。利用件数については、令和3年度の約1.1倍になるなど、順調に伸びている。

6. 学生支援に関すること

薬学部は、部局独自で高校訪問を継続的に実施（戦略的高校訪問）し、特に創薬科学科を志向する受験生の獲得に努めている点は、優れた取り組みだと言える。その取り組みの結果、2020年度における創薬科学科一般入試前期日程では志願倍率が2倍を下回ったが、2021、2022年度は継続して2倍を超える結果に至っている。

7. 研究に関すること

大学院社会文化科学研究科及び法務研究科では、令和3年より進めてきた研究倫理審査体制の整備に引き続き注力し、申請書様式の英訳化、独自の研究倫理教育の実施等に取り組み、その研究倫理審査体制は他の津島地区の研究倫理審査体制の整備に当たってもひな型として参照されており、全学の研究倫理審査体制の整備・確立に貢献している。

8 全学における検討課題

1. 教育課程に関すること

令和3年度自己点検評価書において、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげているかについて、質的な確認が不十分であり、4学期50分授業実施における教育効果の質的な確認の検討が必要とのコメントがあり、統一的指針を検討する必要がある。

4. 施設及び設備（図書館）に関すること

毎年の図書館運営費の減少や、昨年度の電気料高騰による予算不足の影響から、学生1人あたりの図書費（電子書籍含む）が減少傾向である。もともと国立大学平均値を下回っていることもあり、予算の確保が課題となる。

5. 学生支援に関すること

課外活動施設、女子学生寮の老朽化が進み、活動や施設使用に支障をきたしており、本学として、早急に対応を検討し、予算要求を計画する必要がある。（集約化して建て替える、改修工事を行うなど）また、一部の施設においては、地震等の自然災害による損壊・損傷の恐れもあり、安全面においても、できる限り早急に、修繕・補強等の計画、実施を行う必要がある。

10. その他

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）に基づき、令和4年4月1日より、教職課程を設置するすべての大学が教職課程の現状・課題について自己点検評価を行う体制を構築して実施・公表すること（第22条の8）が義務づけられたため、これを踏まえ、教育学研究科・教育学部と教師教育開発センターの連携・協働体制を見直し、教育学部を含めた全学の課程認定学部の自己点検・評価の在り方を検討する必要がある。